

特殊な管理をする公園・緑地

(錦鯉の管理及び盆栽の手入れに関する業務の委託について)

I. 以下の業務については、市と協定を結んだ団体へ委託すること

(1) 鯉及び水の状態管理、維持管理用機械設備の保守点検
全日本錦鯉振興会東京支部

(2) 盆栽の手入れ
社団法人日本盆栽協会八王子支部

II. 協定内容

(1) 鯉及び水の状態管理、維持管理用機械設備の保守点検

高尾駒木野庭園における錦鯉の管理に関する協定書（抜粋）

八王子市（以下「甲」という。）と全日本錦鯉振興会東京支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり、高尾駒木野庭園（以下「本公園」という。）における錦鯉の管理についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本市における錦鯉の振興及び本公園における錦鯉の管理について、乙と甲が相互に協力し、適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の設置）

第2条 甲は、本公園に池及び維持管理用機械設備を設置する。

（錦鯉の管理）

第3条 乙の行う管理事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理計画の策定
- (2) 年間飼育管理作業のうち別表1に定めるもの
- (3) 管理指導
- (4) 錦鯉に関する催し物

（費用の負担）

第4条 甲の負担する錦鯉管理に関する費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 用具に関するもの
- (2) 餌、薬剤に関するもの
- (3) 上下水道料金及び電気料金
- (4) 管理に伴う人件費（労務費）
- (5) 池及び維持管理用機械設備の保守点検に関するもの

(協定期間)

第5条 本協定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、この期間満了6か月前までに甲、乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、この期間は更に5年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、また同様とする。

別表1 高尾駒木野庭園錦鯉管理

作業区分

日常 指定管理者による日常管理業務

専門 全日本錦鯉振興会東京支部による管理業務

錦鯉

作業区分	作業内容	年間管理回数	内容
日常	池の一般管理	通年	目視点検、日常清掃、施設保守、水質管理等
日常	給餌	約330	4～11月（うち7～9月は2回/日）
専門	管理計画作成	1	年間管理計画の作成
専門	月例点検	12	鯉、水、施設の状態を点検
専門	管理指導	随時	日常管理への指導・助言
専門	池消毒	3	年3回実施
専門	池浚渫	1	年1回実施
専門	濾過器保守点検	1	年1回実施

(2) 盆栽の手入れ

高尾駒木野庭園における盆栽の管理に関する協定書（抜粋）

八王子市（以下「甲」という。）と社団法人日本盆栽協会八王子支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり、高尾駒木野庭園（以下「本公園」という。）における盆栽の管理についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第6条 本公園における盆栽の管理について、甲と乙が相互に協力し、適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(盆栽の特定)

第7条 本協定における盆栽とは、甲と乙が協議の上、特定したものをいう。

(盆栽の管理区分)

第8条 盆栽の管理は、日常管理と定期管理とに区分する。

1. 日常管理

灌水、消毒、除草、鉢の回転、その他風雪等予防に関する業務

2. 定期管理

- (1) 盆栽の植替え、整枝、剪定、芽摘み、葉刈り等、必要に応じ高度の技術を要する作業
- (2) 日常管理作業への指導・アドバイス
- (3) 樹種別の手入れに関する「年間管理計画書」の作成

(盆栽の管理)

第9条 盆栽の管理は、甲の定める指定管理者と乙の指定する業者が別途契約により、次の区分のもとに行うものとする。

1. 日常管理は甲の定める指定管理者が行う。
2. 定期管理は乙の指定する業者が行う。

(施設の設置)

第10条 甲は、盆栽の健全な育成及び維持管理を図るために盆栽置場、バックヤード、電源、水道設備を設置する。

(協定期間)

第11条 本協定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。
ただし、この期間満了6か月前までに甲、乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、この期間は更に5年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、また同様とする。

別表1 駒木野庭園公園盆栽管理

作業区分	作業内容	年間管理数量	内容
日常	展示場管理	通年管理	日常清掃、保守管理等
日常	展示物管理	通年管理	灌水・除草 荒天時の保護・保管等
協会	管理計画作成	年度ごと	年間管理計画の作成
協会	管理指導	年間 416h (週 2日 4h)	日常管理への指導・助言
協会	手入れ		盆栽の手入れ(剪定、植替、施肥等) バックヤードでの作業全般

作業区分

日常 指定管理者による日常管理業務

協会 社団法人日本盆栽協会八王子支部による管理業務

Ⅲ. 委託料について

両団体との委託契約に係る費用は、指定管理料確定払分として取扱う。
精算対象項目に関する経費とはしない。

R2 年度委託金額実績 錦鯉：99 万円、盆栽：121 万円